

新潟医療福祉大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「新潟医療福祉大学オープンアクセス方針」(2022年4月1日施行)の実施に必要な事項を解説するものである。

(趣旨)

1 新潟医療福祉大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

本方針は、本学教員による自発的な研究成果の公開を促すために、大学組織全体として学内外へ意思表示を行うものであり、本学は「新潟医療福祉大学・事業創造大学院大学機関リポジトリ」を通じてオープンアクセスを目指す。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学の構成員(以下「構成員」という)が、出版社、学協会等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という)を、新潟医療福祉大学・事業創造大学院大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

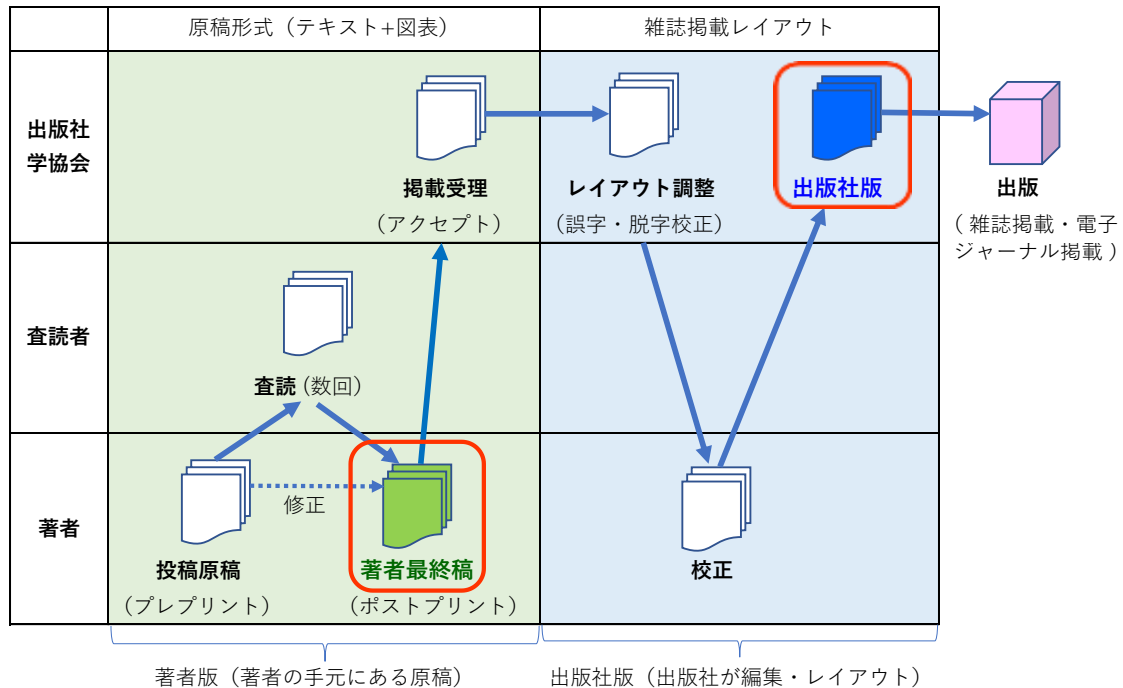
(1) 本学の構成員

- ① 本学に在籍する、または在籍したことのある常勤の教員(教授・准教授・講師・助教)
- ② その他、図書館長が適当と認めたもの

(2) 研究成果の範囲

- ① 学術雑誌に掲載された査読済論文(当該研究成果に掲載の、所属が本学であるもの)
- ② その他、図書館長が適当と認めたもの

本学は主に査読済論文の著者最終稿を収集しリポジトリによる公開を行うが、著作権の許諾が得られれば、出版社版の公開を行うこととする。



(3) 著作権について

研究成果をリポジトリで公開しても、著作権の所在は本学に移転しない。また著作権の調査や許諾、権利処理は教員（筆頭著者または責任著者）が行うこととするが、不明な点がある場合は図書館に相談をする。

(適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申請が構成員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 研究成果の公開が不適切である場合の理由

- ① 著作権者である出版社、または共著者の許諾が得られない場合
- ② 研究成果に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれており、インターネット上での公開が適切でない場合
- ③ 公開にあたり、新たな費用が発生する場合
- ④ 出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合、等

(2) 研究成果の公開が不適切である場合の申請

研究成果の公開が不適切である場合は非公開とするが、その申請は年に1度「新潟医療福祉大学年報」の「研究活動入力フォーマット」を使用し、理由を報告する。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、承認された日（2022年4月1日）以降に出版された研究成果に適用される。また過去の研究成果に対しては、可能な範囲でリポジトリへの登録を推奨する。

(リポジトリへの登録)

5 構成員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「新潟医療福祉大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) 研究成果の提出内容

- ① 研究成果（電子ファイルまたは紙媒体、等）
- ② 著作権許諾の証明や根拠となるもの（著作権譲渡契約書の写しや著作権規定のURL、等）

(2) 研究成果の提出方法と提出時期

著者（筆頭著者または責任著者）は、下記のいずれかの方法で研究成果を提出するものとする。

① Google フォームを使用（随時）

研究成果が出版された後、リポジトリの登録が許諾される適切な版を、提出用の Google フォームを使用し、図書館に提出する

② セルフアーカイブ（随時）

研究成果が出版された後、リポジトリの登録が許諾される適切な版を、自身で本学のリポジトリに登録し、登録後は図書館にメールで連絡をする（確認と公開は図書館が行う）

③ 「研究活動入力フォーマット」を使用（年1度）

年に1度「新潟医療福祉大学年報」の「研究活動入力フォーマット」を使用し、リポジトリの登録が許諾される適切な版を、人事課を経由して図書館に提出する

(3) 研究成果の登録と公開

リポジトリへの登録と公開については「新潟医療福祉大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り行う。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて教職員、図書館、学内関連部署等関係者間で協議して決定する。

以上